

京法政大學(經濟部)は商學教師の免許あり。授業料を徴收せず。大學卒業後教師たらんとする學生には給費の上在學中三〇圓以下の學費(一學年一〇名程度)を支給す。學費を支給せられたる學生は官給せられたる期間の一倍半の義務年限あり。

(チ) 師道大學

授業料を徴收せず。全學生に對して在學中月額五〇圓以下の學費を支給の予定なり。義務年限は修業年限の一倍半なり。

(リ) 佳木斯醫科大學

授業料を徴收せず。全學生に對して在學期間四〇圓程度を貸與す。

(ヌ) 新京醫科大學 (ル) 哈爾濱醫科大學

授業料を徴收せず。

滿洲國にて服務する義務あり。

(ヲ) 哈爾濱工業大學

授業料を徴收せず。

(ヱ) 中央師道學院

授業料を徴收せず。月額四五圓を支給、皆寄宿舎制。毛布、防寒帽、手袋貸與。

(カ) 陸軍軍官學校

陸軍軍醫學校に殆んど同じ。

(コ) 陸軍軍醫學校 (ク) 陸軍獸醫學校

一切官費を以て支拂される。

(ケ) 東亞同文書院大學專科・專門部

(ク) 北京工業專門學校 (ツ) 北京經濟專門學校

課する見込みである。

○賞費額……(イ)中等學校生徒は年々六千人を過び、本人の希望、家庭の事情、學校長の意見等を參照して月額十圓乃至三十圓、即ち一人最高年額三百六十圓を貸費、(ロ)高

校、大學專科、專門學校生徒は年々合計二千八百人を過んで月額三十圓乃至七十圓、一人最高年額八百四十圓、(ハ)大學生は年々一千二百人を過んで五十圓乃至九十圓、一人最高年額一千八十圓を貸費する。

賞費額は五圓刻みに依るもので、例へば中等學校生徒の貸費月額十圓乃至三十圓は、十圓、十五圓、二十圓、二十五圓、三十圓の五種類に分けられ、以上の何れかに決定する譯である。政府の方針としては大體要るだけの金は一杯に貸してやらうといふのである。

○返済方法……返済はその學校卒業の翌月から開始し、月賦又は年賦で二十五箇年を以て完了させる。特殊の場合(兵役、疾病等)で返済困難な時は相當期間(五ヶ年以内)返還猶豫を認めることがある。本人死亡の場合には返済未済額の全部又は一部が免除される。

(特例イ)中等學校生徒の場合は、月額三十圓の貸費では四年として總額千四百四十圓その返済金額は總額千三百五十圓で、これを二十五年間に返す譯になり、年額としては五圓(月額四圓五十錢)を返せばよい。借りた金額よりも返す金額が少なくて済むことになつてを、國家の強い親心が感ぜられる。(ロ)專門學校の場合は貸費月額七十圓として三年間で總額二千五百二十圓、その返済金額は二

右三校は東亞同文書院の經營にして、府廳費生、公費生制度がある。各府廳に於て夫々規定があり、給費額も一定せず。

育英事業

我が國に現に存在してゐる育英事業、育英施設はその數凡そ六百五十位と云はれ、是等の施設から貸費又は給費を受けてゐる者は、中等學校に於て約二千人、高等、專門學校以上に於て約二千五百人を超えてゐると云はれる。然るに是等の育英團體は概ね道府縣又は郡藩主或は有志家等の個人の設定によるもので、その恩恵を受ける者は餘りにも少い憾みがあつた。有爲の材を抱き乍ら貧困の爲にあたら地中に埋るゝ秀才の如何に多いことか。現下の我が國は一億國民擧げてその精力を競爭完遂に擴張せねばならぬ時であつて、國家有爲の人材の輩出を要する事と今日より切なるはないのである。この要請を達せんが爲に先の大規模の興業育英基金制度創設案が國民教育振興委員會によつて出来上つた。同案によれば中等學校三萬人、專門、大學夫々三千人、計三萬六千人の學生が年々貸費の恩恵に浴するもので、之に要する費用は一年目に千三百萬圓、三十年目には十二億八千萬圓の多額に上るといふ長期的法案であつた。この案は十六年の通常議會に提出され、種々の議論を経て十八年十月取敢へず民法による財團法人大日本育英會として誕生したのであるが、十九年三月大日本育英會法が議會を過

過したので、同法は特殊法人大日本育英會に統合され、こゝに發展の解消を遂げた。左に大日本育英會の大要を掲げて參考に供する。

大日本育英會

大日本育英會の根本的格としてあくべき點は、同會が國家が創設した國家的育英事業であることであつて、その基金百萬圓は政府の支出によるものであり、平年度千二百八十萬圓の貸費資金は政府の保證による預金部額利資金を融通されるものであり、その他利子補助金の交付等凡ゆる恩恵と援助が政府によつてなされてゐる。次に同會の事業は我が國固有の家族制度を尊重してゐることであつて、偶々資力乏じき親に對し、國家がこれに協力して大御寶たる子女を育成するといふのが本質である。親の教育責任を重んじ、あくまで家族制度の美風下に、子弟を育て、教くといふのが念願である。大日本育英會は優秀な學生を、經濟的理由に依り修學困難な者に對し學費の貸與その他その育英上必要な業務を行ふ立前の下に、中等學校以上の學生の中から毎年新規の獎學生一萬人(昭和十九年度は差當り約六千八百人)を採用することになつてゐる。内譯は中等學校六千人、高等學校千三百人、專門學校千五百人、大學千二百人である。これに要する費用は毎年千二百八十餘萬圓で、貸費人員の最高となる昭和五十七年度以降に至つては、人員二十九萬三千人、金額千億六千三百萬圓に

千四百十五圓で、年額では九六圓六十錢、月額では八圓十錢となる。(ニ)大學生の場合には月九十圓を貸りるとして、三年間で總額三千二百四十圓、その返済金額は三千五百五十圓で年額百二十四圓二十錢、月額として十圓四十錢を返して行けばよい譯である。

○資格……帝國臣民で中等程度以上の學校に在學し、品行方正、學業優秀、志堅學賢、身體強健で學費の支拂困難と認められる者。育英會の事業は原則として新に上級學校に進學せんとする者を對照とする。特に國民學校から中等學校に進學せんとする者に其點を置いてゐる。従つて年々六千人といふ數が擧げられてゐる譯である。併し在學生で貸費に與かりたいといふ者も多數ある事を豫想し、出來るだけその恩恵に應ずる事になつてゐる。

獎學生の選定については、男女、文科、理科、官私立の差別はつけなないことになつてゐる。

○學費……新に獎學生を出願する場合は、現に在學する學校長(在學してゐない者はその最終の出身學校長)に獎學生恩恵を提出しその推薦を受ける。即ち(一)學校から育英會所定の獎學生推薦書の用紙を買ひ、それに本人及び連帶責任者が必要事項を記入する。(二)學校長は育英會所定の獎學生推薦書に必要事項を記入し、是等の書類を中等學校に於ける獎學生を志望する者は都道府縣の大日本育英會支部へ、右以外の者は直接育英會へ提出する。中等學校の獎學生については更に府廳廳に附けられた獎學生推薦委員會に附

つて公平に調査を求め、之に推薦職位を附して育英會に送つて貰ふ。高等、專門學校以上の者はこの必要なく、學校長から直接育英會に送る。育英會は是等の推薦された者につき獎學生推薦委員會に諮つて採否を決定するのである。願書及び獎學生推薦書の提出期限は、國民學校児童は十一月二十日から十二月二十日迄、右以外の者は一月一日から一月三十一日迄である。

獎學生に採用決定した者は連帶責任者及び保證人連署の下に誓約書を學校長を経て提出する。學費は毎月在學校長を経て本人に交付する。但し特別の事情ある時は數月分を合はせ、又は直接本人に交付することがある。連帶責任者とは、父母若しくは之に代るべき者であり、保證人は、本人の精神的指導者として良心的義務を負ふ者である點に置き置かれてゐる。従つて學校長とか、村の有力者であるといふ人が連任と選ばれる。

○恩恵……中等學生であつて育英會の獎學生となつた者が、更に上級の專門學校、高等學校、大學に行く場合、その最終學校を卒業するまでは引續いて貸費を受ける事が出来る。以上が、大日本育英會の大體の骨子であるが、現在はこの利用者が増えなくなり、十八年度獎學生三千六百二十人の數定が二千五百人位しか得られなかつた有様である。折角の國家の恩恵が是では流く。大いに同會を利用し、養ひ、育て、行きたいものである。大日本育英會が創立された十八年度の事業

の概要を述べると、同年は中等學校二千名、専門學校四百名、高等學校二百二十名、大學千名、計三千六百二十名に對し十一月分からは、十一月十三日及び十七日に夫々大學、専門等の各學校長に對し、又中等學校については各地方長官宛に至急獎學生を推薦された旨の依頼狀を發した。そして取敢へず十二月二十日五百十二名が第一次の決定を見、尙ほ引續いて獎學生決定人員に達せしめる見込みである。

Table with columns for university names (e.g., 神戶商大, 東京聖徳大, 新瀉醫大) and student counts. Includes a section for '高等學校の部' (Higher Education Section).

Table showing student counts for '昭和十九年度以降に於ける新獎學生數' (New award student numbers from the 19th year of the Showa era onwards). Columns include '中等學校' (Middle Schools), '專門學校' (Specialized Schools), '高校・大學' (High Schools and Universities), and '計' (Total).

次に、全國の主要な育英團體を列記しておく。希望者は直接規則書又は規程をその事務所宛請求せられたい。尙是等の育英團體は概ねその地の縣・市・郡・學校等の出身學生に限り給費費すとの條件を附してゐる事を御承知ありたい。

地方育英會

- List of various educational associations and organizations across different regions, including '東京育英會', '大日本育英會', '財団法人小池育英會', etc.

【秩父宮殿下記念社會事業】 青森縣内
 【青森縣南津輕郡藤崎國民學校内】
 【青森縣南津輕郡藤崎國民學校内】
 【北郷田名部町】 青森縣下
 秋田縣
 【秋田縣育英會】 秋田縣鷹巣郡内 (貸費制度)
 【秋田縣善誘協會】 秋田市土手長町仲町秋田縣警察部
 【秋田市記念育英資金事業】 秋田市土手長町上町一秋田市役所教育課内
 【財團法人比育英財團】 秋田市大町二 (貸費制度)
 【財團法人栗盛教育團】 秋田縣北秋田郡大館町
 【澤木英學會】 秋田縣南秋田郡船川港町船川字船川八七 (貸費制度)
 【秋田縣雄勝郡西馬音内町雙葉會】 秋田縣雄勝郡西馬音内町西馬音内字本町三二
 【財團法人井坂英學會】 秋田縣能代市御指南町二三秋木工業株式會社内 (貸費制度)
 【財團法人尾去澤町英學會】 秋田縣鹿角郡尾去澤町尾去澤國民學校内
 【財團法人京野育英會】 秋田縣雄勝郡湯澤町字田町一九 (貸費制度)
 【財團法人秋田縣北秋田郡育英會】 秋田縣北秋田郡各種團體聯合會事務所内 (貸費及び給費制度)
 山形縣
 【財團法人最上育英會】 山形縣最上郡新庄町

西田二三〇 (一) (貸費制度)
 【財團法人東田川郡育英會】 山形縣東田川郡藤崎町大字藤崎 (育英事業)
 【山形市育英基金】 山形市役所内
 【財團法人東田郡育英會】 山形縣東田郡高島町
 【財團法人西置郡育英會】 山形縣西置郡長井町大字宮
 【財團法人狩川育英會】 山形縣東田川郡大字狩川字橋下四四
 【財團法人東田川郡育英會】 山形縣東田川郡藤崎町大字藤崎字村東一
 【野田英學資金】 山形市小荷歌町市立山形商業學校内 (貸費制度)
 【財團法人莊内育英會】 山形縣海部郡酒田本町一ノ五 (貸費制度)
 【財團法人遊岡育英會】 山形縣最上郡新庄町小田島一四八 (貸費制度)
 【財團法人嵐山育英會】 山形縣東置郡小松町大字小松 (貸費制度)
 【財團法人市立山形商業學校校長長谷川佳平學資金】 山形市小荷歌町山形商業學校内 (貸費制度)
 【財團法人山形縣立山形中學校校長長谷川佳平學資金】 山形市大日町縣立山形中學校内 (貸費制度)
 【財團法人岩上山澤育英會】 山形縣南村山郡上山町岩野町四九四 (貸費制度)
 【教育財團興隆會】 米澤市門東町下ノ丁三〇二五ノ六米澤社内 (貸費制度)
 【財團法人小國育英會】 山形縣西置郡小國

本村大字小國小坂町二五〇 (貸費制度)
 【中村雄太郎英學會】 山形市大日町山形縣立山形中學校内
 【財團法人海部學事會】 山形縣酒田市本町三四五六 (育英事業)
 岩手縣
 【財團法人岩手育英會】 盛岡市加賀野第二地割字久保田 (貸費制度)
 【三田醫學獎勵會】 盛岡市加賀野小路三三 (貸費制度)
 【財團法人岩手英學會】 盛岡市仁王第五地割字田南三四〇
 【財團法人御即位記念水澤育英會】 岩手縣水澤町表小路
 【財團法人岩手縣教育會】 盛岡市内丸五七七岩手縣教育會館内
 【岩手縣教育會九戸郡部會】 岩手縣九戸郡久慈町
 【菊地英學會】 岩手縣江刺郡米里村
 【御即位記念育英會】 岩手縣神岡郡花巻川口町 (貸費制度)
 【財團法人遼山記念會】 盛岡市仁王小路古川端原方 (貸費制度)
 【瑞草育英會】 岩手縣陸奥郡水澤町鹽籠新小路 (貸費制度)
 【財團法人岩手女子英學會】 盛岡市仁王第一地割岩手高等女學校内 (育英事業)
 宮城縣
 【本吉郡育英會】 宮城縣本吉郡志津川町字大森 (貸費制度)
 福島縣

【地位記念福島縣育英資金】 福島縣福島市妙壽町一六
 【會澤育英會】 福島縣若松市榮町二ノ一二七 (貸費制度)
 【福島育英會】 福島縣相馬郡中村町大字中村字北町九一 (貸費制度)
 【財團法人磐城育英會】 福島縣平市字高月七 (貸費制度)
 神奈川縣
 【神奈川縣育英會】 神奈川縣内政部教育課
 茨城縣
 【茨城縣教育會】 水戸市茨城會館内
 【櫻井英學會】 茨城縣水戸市役所
 【土浦市英學會】 茨城縣土浦市
 【茨城縣育英會】 水戸市縣内 (給費制度)
 群馬縣
 【群馬育英會】 前橋市縣内 (貸費制度、寄附會設置)
 【高崎市育英會】 群馬縣高崎市役所内
 埼玉縣
 【財團法人大川育英會】 浦和市高砂町二丁目
 【財團法人埼玉縣教育互助會】 浦和市高砂町三
 千葉縣
 【財團法人中村健林記念英學會】 千葉縣鹿取郡中村町中一八二〇 (給費制度 立正大學生徒に限る)
 【財團法人興農會】 千葉縣東葛飾郡野田町野田二五〇

【比平英學財團】 靜岡縣濱田郡原村杉村三 (給費制度)
 【福玉英學會】 靜岡縣沼津市八幡町二
 【靜岡育英會】 靜岡市縣内 教學課内 (貸費及び給費制度)
 【獎學資金】 濱松市南區町九七 (給費制度 預名郡及び濱松市居住の本籍土族の子弟に限る)
 【社団法人河内同志會】 靜岡縣賀茂郡積生澤村河内一 (貸費及び給費制度)
 【財團法人大宮育英財團】 靜岡縣富士郡大宮町大宮工業學校内 (商工業發展の爲め育英事業)
 山梨縣
 【山梨縣津南育英資金】 甲府市山梨縣教學課内
 【財團法人若尾育英會】 甲府市山田町一三 (貸費制度)
 【財團法人吉田英學會】 山梨縣南巨摩郡身延村身延 久遠寺内 (給費制度 山梨縣出身者に限る)
 愛知縣
 【三河博友會】 名古屋市中區南外堀町縣内 (貸費制度)
 【岡崎育英會】 岡崎市藤田町一〇三ノ二 (給費制度)
 【財團法人豊橋育英會】 豊橋市東田町字原 (貸費制度)
 【財團法人辰野會】 名古屋市中區藤岡一ノ七 (給費及び貸費制度)
 【財團法人新久保英學會】 愛知

【知多郡中津川町七五 (給費制度)
 【三河國英學會】 愛知縣岡田郡岡崎市大字中津川 眞宗大谷本願寺三河別館内 (給費制度 三河國英學會大谷本願寺の子弟)
 【財團法人刈谷士族會】 愛知縣豐田郡刈谷町外十倉寺内 (貸費制度)
 長野縣
 【上田大成會】 上田市大三五ノ一 (給費制度 上田藩士族の子弟に限る)
 【財團法人水内村育英會】 長野縣上水内郡水内村大字新町 (給費及び貸費制度)
 【財團法人長野縣神社協會】 長野市縣神社寺兵衛町内 (給費制度 子弟に限る)
 【社団法人長野縣教育互助會】 長野市旭町一〇九八
 長野縣
 【御即位記念長野縣育英資金】 長野縣神保町
 長野縣
 【下野郷社】 長野縣小縣郡東田村四七八
 【木曾教育會】 長野縣西筑摩郡島田町
 【財團法人清原英學會】 長野縣南佐久郡前山村前寺内
 岐阜縣
 【平和記念財團法人益田郡育英會】 岐阜縣益田郡益田町大字赤野原 (貸費制度)
 【勝川英學財團】 岐阜縣惠那郡岩村町一五 (給費制度)
 【會社公益財團】 岐阜縣惠那郡石津村大字太田一七 (給費制度)
 【明治天皇御誕生會】 岐阜縣惠那郡大井町八〇 (給費及び貸費制度)

【財團法人矢野謝恩會】 岐阜縣不破郡赤坂町
二七三(給費制度)
【財團法人岐阜大垣商業學校有恒會】 大垣市
興和町 大垣商業學校內(貸費制度)

新潟縣

【畜村獎學財團】 新潟縣西頸城郡糸魚川町縣
立糸魚川中學校內(貸費制度)
【財團法人新潟高等學校獎學會】 新潟市西大
畑町 新潟高等學校內(獎學金制度)
【財團法人新潟縣立村上中學校獎學會】 新潟
縣岩船郡村上本町村上中學校內(貸費制度)
【財團法人村上鮭產育養所公益部】 新潟縣岩
船郡村上本町三二四(貸費制度)
【財團法人新潟縣立高田中學校獎學會】 高田
市馬場先町 高田中學校內(貸費制度)
【仁育英財團】 中魚沼郡十日町辰甲八一八
(給費及貸費制度)
【高島獎學財團】 新潟縣西頸城郡能生町大字
能生(貸費制度)
【中野財團】 新潟市本件通一番町八八(貸費
及貸費制度)
【財團法人和田傳會】 新潟市本町通十番町
一八〇一(貸費及貸費制度)
【新潟縣山口獎學會】 新潟縣內政部教學課
長岡樹人園 長岡市旭町三丁目二一八四
富山縣
【財團法人淺田慈善園】 富山市西三番町一
(給費及貸費制度)
【財團法人富山縣教育會】 富山市總曲輪二一
三 教育會館內(獎學金制度)

【富山市役所有英資金】 富山市總曲輪
石川縣

石川縣

【財團法人喜入會】 七尾市宇相生町三七(貸
費制度)
【財團法人羽昨那自治會】 石川縣羽昨那羽昨
町一六〇(貸費制度)
【財團法人藤本修養自治會】 石川縣石川郡御
手洗村字村井三三(給費制度)
【財團法人金澤獎學會】 金澤市役所內
【福本・釜谷獎學會】 金澤市役所內
【小林育英基金】 石川縣七尾市橋町
【石川縣立輪島中學校育英會】 石川縣立輪島
中學校內
【大型寺町育英資金】 石川縣江治郡大型寺町
京町一
福井縣
【財團法人若越輔成會】 福井市福城町四號字
本丸一(給費及貸費制度)
【財團法人飛鳥獎學會】 福井市豐島中町一六
〇
滋賀縣
【財團法人村岸育英會】 彦根市本町四六市役
所內(給費制度)
【財團法人育英會】 滋賀縣甲賀郡三雲村大字
柑子袋八七〇(貸費制度)
【財團法人水口獎學會】 滋賀縣甲賀郡水口町
大字水口(給費制度)
【伊香相救社】 滋賀縣伊香郡木之本町大字木
之本一四六(給費制度)
【財團法人米久報德會】 滋賀縣蒲生郡苗村大
字山之上三四〇八(貸費制度)

【川查財團法人】 滋賀縣滋賀郡小松村大字北
小松三三三(給費制度)
【財團法人藤井實成會】 滋賀縣神崎郡北五箇
莊村大字宮莊七四一(育英事業)

京都府

【財團法人上野育英會】 京都市左京區京都帝
國大學內(貸費制度及京大在學者に限る)
【財團法人岩井獎學資金】 京都市左京區吉田
本町京都帝國大學內(給費制度)
【吉村財團】 京都府中郡峰山町役場內(給費
制度)
【磐井郡學社財團】 京都府磐井郡關部町京
都府立關部中學校內(給費及貸費制度)
【財團法人北桑田郡獎學會】 京都府北桑田郡
周山村字周山(給費制度)
【財團法人有本積善社】 京都府舞鶴市役所內
(給費及貸費制度)
【財團法人相統會】 京都市下京區新町通六角
下九六角町三六九(給費制度)
【梅谷獎學財團】 京都市東山区東山通り妙法
院前側町四三三妙法院門前內(給費制度)
【山内慶華財團】 京都市下京區三條裏通り白
川筋東入ル堀池町三三三二(給費制度)
【加藤信德財團】 京都市下京區八條諏訪開町
二二(給費制度)
【財團法人覺覺會】 京都市中京區室町通二條
南入端藥師通二七三(貸費制度)
【社團法人京都府教育會】 京都市左京區川端
通丸太町上九丸太町四八府教育會館內
(獎學金制度)
【恩賜財團平安獎會】 京都市上京區今出川通

寺町西入常盤井殿町(給費制度)

三原縣

【北牟婁郡育英會】 三原縣北牟婁郡尾鷲町大
字中井浦一ノ三九〇(給費制度)
【財團法人諸戶家育英會】 桑名市大字太一丸
三四〇三(給費制度)
【財團法人三原縣立桑名中學校水谷英育會】
桑名市縣立桑名中學校內(給費制度)
【三原佛敎々學財團】 桑名市大字新町(補助
の程度)

奈良縣

【財團法人寶山寺獎學部】 奈良縣生駒郡生駒
町大字菜畑二四九四ノ一(補助及貸費制
度)
【財團法人小林育英會】 奈良郡藤原學課
和歌山縣

和歌山縣

【財團法人今津育英會】 和歌山縣東牟婁郡西
向町大字西向五九三(貸費制度)
【財團法人中澤榮十郎育英會】 和歌山市小松
原通一ノ一
【竹中養源會】 和歌山市眞砂町一ノ一
大阪府
【財團法人北條獎學會】 大阪府港區南境川町
一丁目十二番地(給費制度)
【財團法人獎學一心社】 大阪府西區土佐堀町
一ノ一(大同生命ビル内(補助の程度))
【財團法人中山報恩會】 大阪府大正區船町三
(給費及貸費制度)
【財團法人報國積善會】 大阪府東區瓦町一ノ
三二(補助制度)
【財團法人昭和報公會】 大阪府東區本町三ノ

三六(補助の程度)

大阪府

【財團法人江口報德會】 大阪府東區北濱一ノ
八
【仲谷育英社】 大阪府泉南郡日根野村大字日
根野(給費制度)
【川井育英會】 大阪府西區西長堀南通二ノ一
七
【本出報恩財團】 大阪府北區源藏町二八
【財團法人高安教育會】 大阪府中河内郡南高
安村
【佐野育英會】 大阪府天王寺區逢坂上之町九
五
兵庫縣

兵庫縣

【財團法人行健養會】 神戸市葦合區瀧池通一
丁目三番屋敷(補助及貸費制)
【財團法人自軍會】 西宮市相生町九六(給費
制度)
【朝來郡育英會】 兵庫縣朝來郡生野町口銀谷
七四四(補助の程度)
【財團法人淡路育英會】 兵庫縣津名郡洲本町
字山(貸費制度、淡路出身學生に限る)
【兵庫縣育英資金】 兵庫縣內政部教育課
【御成婚記念事業資金】 兵庫縣內政部教育課
【兵庫郡教育會】 兵庫縣東粟郡山崎町
【財團法人拾芳會】 兵庫縣武庫郡住吉村新堂
五三
岡山縣

岡山縣

【財團法人岡山縣育英會】 岡山市石關町縣社
會教育課內(貸費制度)
【岡山縣第一商業學校育英會】 岡山市門田
【岡山縣敎職員互助會】 岡山市一番町八九
【石田獎學會】 岡山縣吉備郡足守町七足守一
〇六三
【財團法人昭和育英會】 岡山縣眞庭郡木山村
【戰捷記念備作育英會】 岡山市上ノ町一(貸
費制度)
【財團法人高屋町育英社】 岡山縣後月郡高屋
町字市場役場內(給與制度)
【財團法人恒心社】 岡山市下伊福二九八(貸
費制度)
廣島縣
【財團法人尾道獎學財團】 尾道市久保町二六
五(補助の程度)
【財團法人長光會】 廣島縣西品郡戶手村二一
六一
【財團法人栗村獎學團】 尾道市久保町五七〇
市役所內(貸費制度)
【財團法人眞田報公會】 三原市東町四一六
(貸費及貸費制度)
【財團法人同進社】 廣島市上流川町甲四三ノ
四(給費制度)
【財團法人拾珍名社】 廣島縣沼津郡津之郷村
津之郷(貸費制度)
【財團法人下河内俱樂部】 廣島縣佐伯郡河内
村大字下河内(補助及貸費制度)
【財團法人河内村淨心會】 廣島縣佐伯郡河内
村大字下河内(補助及貸費制度)
山口縣
【財團法人山口縣玖珂郡育英會】 山口縣玖珂
郡岩國高等女學校內(給費制度)
【財團法人山口縣大島郡育英會】 山口縣大島
郡久賀町久賀國民學校內(貸費制度)

- 【員島育英會】 下關市宇唐戸町員島合名會社内(給費制度)
- 【財團法人共同會】 山口市高川區大字江崎二一五
- 【財團法人對馬育英會】 山口縣岩國市嶺山吉川
- 鳥取縣
 - 【鳥取縣勸學會】 鳥取市東町縣廳内(貸費制度)
 - 【財團法人坂口獎學館】 米子市尾高町六六(貸費制度)
 - 【財團法人育英會】 鳥取縣東伯郡由良村大字由良宿字新屋敷(貸費制度)
 - 【財團法人鳥取縣教育會】 鳥取市東町一教育會館内(貸費制度)
 - 【財團法人榮興報德會】 鳥取縣東伯郡柏村
 - 【東伯郡自治協會】 鳥取縣倉吉町大字仲之町
- 島根縣
 - 【南地報德會】 島根縣安濃郡川合村大字川合(給費制度)
 - 【財團法人宋道報德社】 島根縣鹿川郡鹿治村大字鹿治(給費制度)
 - 【島根縣興事會】 松江市殿町一
 - 【島根縣職員互助會】 松江市殿町八
 - 【津和野英事會】 松江市與合町二九八
 - 【濱田市育英會】 島根縣濱田市
 - 【財團法人和田報德會】 島根縣安濃郡川合村
- 德島縣
 - 【財團法人廣業會】 德島縣板野郡松茂村中喜來字中須(給費制度)
 - 【德島縣學費補助會】 德島縣板野町一

- 【志摩育英會】 德島市萬代町一
- 【岡田育英會】 德島市萬代町一
- 香川縣
 - 【香川縣育英會】 高松市天神前一四七(貸費制度)
 - 【志摩町教育振興會】 香川縣大川郡志摩町志摩國民學校内
 - 【財團法人鐘田共濟會】 香川縣綾歌郡坂田町七七四
- 愛媛縣
 - 【愛媛縣育英會】 松山市一番町縣廳内(貸費及給費制度)
 - 【馬越育英會】 今治市市役所内(補給制度)
 - 【愛媛縣教職員互助會】 松山市北時田町愛媛縣教育會館内
 - 【財團法人津田育英會】 松山市松前町一ノ二七
 - 【徳木愛媛會】 愛媛縣西予郡伊方村津浦一〇二
 - 【財團法人互助會】 愛媛縣上浮穴郡久萬町普生
 - 【西河村育英會】 愛媛縣上浮穴郡
 - 【普育英會】 愛媛縣周桑郡石橋村
 - 高知縣
 - 【伊藤兩林獎學財團】 高知縣高岡郡佐川町甲一七三五(補給及貸費制度)
 - 【財團法人菊華會】 高知縣高岡郡佐川町甲一七三五
 - 【高知縣多那獎學會】 高知縣多那郡中村町大字中村
 - 【北川育英會】 高知市錦川町五一

- 【財團法人青山會】 高知縣高岡郡佐川町
- 福岡縣
 - 【藤手郡育英會】 福岡縣藤手郡山部字日吉堂四(貸費制度)
 - 【三浦育英會】 福岡縣三浦郡大川町大字榎津二六一(補給制度)
 - 【財團法人田川育英會】 福岡縣田川郡香春町四二六(給費及貸費制度)
 - 【財團法人嘉福育英會】 福岡縣嘉福郡嘉波村大字刺池(貸費及給費制度)
 - 【財團法人伊藤家育英會】 福岡市天神町縣廳内(給費制度)
 - 【財團法人黒田獎學會】 福岡市濱町一五黒田
 - 【太田獎學財團】 福岡縣遠賀郡糟粕村大字鬼津(貸費制度)
 - 【二郡育英會】 福岡縣遠賀郡糟粕村
 - 【財團法人宮田積善社】 福岡縣宗像郡南郷村
 - 【飯手郡育英會】 福岡縣飯手郡宮田村
 - 【財團法人大塚育英會】 福岡縣三浦郡大塚村
 - 長崎縣
 - 【財團法人長崎縣獎學基金】 長崎市外浦町縣廳内(貸費制度)
 - 【財團法人平戸獎學會】 長崎市縣立中學總與館内(貸費制度)
 - 【財團法人福原村育英會】 長崎縣東彼杵郡福原村會同館(給費制度)
 - 熊本縣
 - 【玉名獎學會】 熊本縣玉名郡高瀬町大字繁根木(給費制度)

- 【千田獎學會】 熊本市新屋敷町一八二(補給制度)
- 【鎮西會館本支部】 熊本市新町千反燈町一
- 【宮原獎學會】 熊本縣八代郡宮原町三五(補給制度)
- 大分縣
 - 【財團法人玖珠郡獎學育英會】 大分縣玖珠郡森町大字森一
 - 【井上獎學會】 大分縣中津市片端町
 - 【和田獎學會】 大分縣中津市片端町
 - 【吳氏育英會】 大分縣立國軍中學校内
- 宮崎縣
 - 【宮崎縣獎學會】 宮崎市別府町一四(給費制度)
 - 【七折村育英會】 宮崎縣西臼杵郡七折村役場
 - 【高崎島育英會】 宮崎縣東臼杵郡高崎島
 - 【高城町育英會】 宮崎縣北諸縣郡高城町
 - 鹿兒島縣
 - 【財團法人志布志同人社】 鹿兒島縣鳴鶴郡志布志町帖六五四(貸費制度)
 - 【集成學會】 鹿兒島市加治屋町三四(貸費制度)
 - 【共立學會】 鹿兒島市池之上町六(補助の程度)
 - 【財團法人伊作田育英會】 鹿兒島縣日置郡東市來町
 - 【岩川町獎學會】 鹿兒島縣鳴鶴郡岩川町
 - 【財團法人始良郡島村久獎學會】 鹿兒島縣始良郡島村久
 - 【實久村育英會】 鹿兒島縣大島郡實久村

- 【財團法人神戶獎學會】 那覇市旭町一昭和會館内(貸費及給費制度)
- 滿洲國
 - 【永吉獎學會】 奉天市大和區稻葉町三
 - 【北大育英獎學會】 札幌市北八條西五
 - 【關東獎學委員會】 東京都芝區三田二
 - 【東京工大委任經理獎學會】 東京都目黒區大岡山
 - 【新潟醫大】 新潟市旭町通一
 - 【金澤醫大】 金澤市土取場水町
 - 【名古屋帝大育英會】 名古屋市東區西一
- 關東
 - 【大阪商大】 大阪市住吉區杉本町
 - 【岡山醫大學生獎學會】 岡山市岡一六四
 - 【慶島文理大】 高師吉田・木越獎學會】 廣島市東千田町
 - 【長崎醫大】 長崎市里地一六九九

- 高松の部
 - 【東京商大】 東京都中野區東町通一
 - 【一京共濟部】 東京都目黒區駒場町
 - 【財團法人新瀉學校獎學會】 新潟市西大畑町
 - 【松本高技生活課】 長野縣松本市縣町
 - 【八高獎學會】 名古屋市瑞穂町
 - 【大阪高技育英會】 大阪市阿倍野區王子町三
- 專門學校の部
 - 【帝國女子專門】 東京都小石川區大塚町七〇
 - 【衛生工專】 群馬縣生市天神町一
 - 【長野縣女子專門】 長野市三輪
 - 【紀元二千六百年紀念王業獎學會】 三重縣津市上清町
 - 【臨濟學院專門】 京都市右京區花園
 - 【和歌山工專共濟會】 和歌山市關戸
 - 【大阪府女子專門】 大阪市住吉區帝塚山
 - 【神戸女學院專門】 兵庫縣西宮市關田山
 - 【西南學院經濟專門】 福岡市西新町

各種資格檢定・採用試驗規定概要

專門學校入學資格檢定試驗

專門學校と云ふのは、高等學校、大學專科を除いた、他の高等程度の商業、工業、醫學、理學、齒科醫學、農林、藝術、商船、音樂、美術等に關する男女專門學校を指すものである。

るが、それらの學校に入學し得る爲には、各專門學校の概説の項に於て詳述して置いた通り「中學校卒業」「高等女學校卒業」又は是等と同等以上の學歴、學力のある者たることを要する。專門學校入學者檢定規程第八條第一號に依ると「左記の者を專門學校入學に關し中學校若しくは高等女學校卒業者と同等以上の學力有するものと指定す」と述べて

は不可。4. 賞状(専修規程第四條及び高試規程第四條参照)。5. 證明書(科目合格證明書)(専修並びに高試七試験に於て得たるもの)試験を免除せらるる科目の證明書。

東京 文部省國民教育局中等教育課(東京 京都市町區廳ケ關)。
地方 各道府縣教育課

(願書提出方法) 願書提出先に自ら持参するか、或は留置郵便(必ず返信用封筒を入れること)にて郵送する。此の場合返信用封筒は郵便ハガキを其の儘容れ得る大きさのものにして返信先を明記し郵券十四圓を貼付のこと。

(出願期) 試験期日は昭和十七年度より第二回で第一回は四月一日から一週間、第二回は八月一日から一週間となつてゐる。出願期日の方も、例年第一回二月八日より同二十七日迄、第二回六月十七日より同三十日迄である。但し受付時間は毎日午前九時より午後四時迄(土曜日及び七月は二十一日以降は正午迄)日曜日を除くとつてゐる。

(試験場) 東京は、東京高等師範學校(順路は東京高等師範學校の項を参照されたい)。地方ならば、各府縣廳所在地で、試験場は其の都度、受験地の府縣廳から通知する事になつてゐる。

(其の他の注意) (1) 試験施行告示表の官報を参照すること、(2) 試験場には必ず印鑑受取圖書に捺印したるものを携帯すること、(3) 不明の點は願書提出先に照會すること、

(4) 北海道にて受験する者は受験票裏面に氏名の上部に受験地「札幌」又は「帯広」と其の受験地名を明記すること、(5) 受験手数料は必ず収入印紙を用ふること(郵便切手は不可)。尚、試験に就いての詳細を知りたい場合は左記の所に問合はせられる事である。

文部省國民教育局中等教育課(東京市町區廳ケ關、都電虎ノ門下車)。
(専修合格の特典) 専修合格によつて生ずる特典は次の様なものである。
(一) 各種専門學校の入学資格を得る
(二) 高等學校高等科又は大學文科の入学資格を得る
(三) 判任文官任用資格を得る
(四) 中等教員檢定試験の受験資格を得る
(五) 實業教員檢定試験の受験資格を得る
(六) 高等試驗機關試験の受験資格を得る

昭和十九年度第一回專門學校入學者試驗檢定事項
【試験施行場所】 全國道府縣廳所在地(北海道は札幌市及び帯広市、新潟縣は新潟市及び長岡市、福岡縣は福岡市及び小倉市)に於て之を施行す。
願書提出後は事由の如何に拘らず受験地變更を許さず。

【受験資格】 昭和十九年度第一回は七月下旬試験が實施されたが、その受験資格は左の如く制限せられた。
(一) 男子は七科目以上免除科目を有する者

(二) 女子は五科目以上免除科目を有する者
右の如く専修は十九年より新規の志願者は一切認められぬ事となり、事實上専修は中止された形で、一部の既得資格者のみに適用される事になつた。當局の官明によれば、この状態は大東亞戰爭終了迄は長く暫である。志願者は困るであらうが、今は先づらに出世主義を夢みてゐる時代ではない。實效等の道は未だ閉ぢられてはゐないのだから、大いにその方面に進出して生産力擴充に努力して欲しい。

【試験施行期日】 七月二十六日より同三十一日迄。
【出願期及び手続】 昭和十九年五月十五日(土曜日)午後一時迄の間(に受験地の道府縣(東京は文部省)に出頭し願書類を差出すべし、但し出願し難き者は願書類に返信用封筒(自己の住所氏名を明記し郵便切手を貼付したるもの)を添へ必ず留置郵便を以て出願期間中に到達する様受験地の道府縣廳(東京府は文部省國民教育局中等教育課)に送付すべし。

前項の願書は専門學校入學者檢定機關所定の書式に依り之を複製し北海道、新潟縣又は福岡縣に於て受験せんとする者に在りては受験票裏面に氏名の上部に北海道に在りては「新道」又は「長岡」、福岡縣に在りては「札幌」又は「帯広」と記すべし。

は「福岡」又は「小倉」と其の受験地名を記入すべし。
尙外地に於ける専修も内地同様となる。詳細は朝鮮は「朝鮮總督府事務局學務課專修係」、臺灣は「臺灣總督府文教局學務課專修係」、關東局管内は「大連市關東州廳内務部學務課專修係」へ問合せのこと。

專門學校入學者資格檢定事項
中學校を卒業しない者で、專門學校の入学資格のある者は、既に述べた専修其の他の檢定試験の合格者であるが、その他に「專門學校入學者檢定規定」第十一條に依る専修指定者と云ふのがあり、之にも同じ資格が與へられてゐる。即ち左記の諸校である。

○師範學校、元尋常師範學校、元師範學校高等師範科卒業生○陸軍中央幼年學校本科卒業生○東京府私立明治學院中學校、東京府私立青山學院中學校、東京府私立慶應義塾普通部等の如き中學校に相當する學校の卒業生○朝鮮高等普通學校補習科卒業生○陸軍豫科士官學校、陸軍經理學校豫科第一學年修了者○修業年限三箇年の大學預科一學年修了者○男子實業學校卒業生(但し國民學校初等科卒業程度を以て入学資格とする修業年限五年、國民學校高等科卒業程度を以て入学資格とする修業年限三年若しくは之と同等以上の實業學校卒業者に限る)○指定夜間中學校卒業生○國民學校訓導免許狀所有者(但し男子に在りては英語に就き國民學校訓導試驗檢定に合格したる者又は英語に就き國民學校專科訓導免許狀

を有する者に限る)○海軍兵學校、海軍機關學校、海軍經理學校、第一學年修了者(但し大正九年以後の入学者に限る)○農林省所管水産講習所本科第一學年修了者(但し大正十一年以後の以學者に限る)○實業學校卒業程度檢定規定に依る檢定に合格したる者(但し昭和三年以後の合格者に限る)○外國の學校を卒業したる者にして文部大臣の認定したる者等である。

專門學校入學者資格檢定夜間中學校
専修指定者中に指定夜間中學校卒業生と云ふのがある。現在全國には夜間中學校が約七十數校あるが昭和七年九月十二日附官報を以て東京の麻布夜間中學校が最初の指定を受けてから、次第に指定學校の數を増して來た。之等の指定夜間中學校の卒業生に各種専門學校の入学資格が與へられてゐることは前述の通りで、今迄に指定を受けた夜間中學校を列挙すると左の通りである。

○麻布夜間中學校(東京都)○昌平中學校(東京都)○東京都立五中夜間中學校(東京都)○東京鐵道中學校(東京都)○東京都立七中夜間中學校(東京都)○東京都立野中學校(東京都)○東京都立九段中學校(東京都)○佐世保市立夜間中學校(佐世保市)○長崎市立夜間中學校(長崎市)○修道學校(廣島市)○南都正強中學校(奈良縣)○兵庫縣立第一神戶夜間中學校(神戶市)○兵庫縣立第二神戶夜間中學校(神戶市)○兵庫縣立御影夜間中學校(兵庫縣)○兵庫縣立姫路夜間中學校(姫路市)○松本夜間中學校(松本市)○金鐘中學校(奈良

良市)○札幌夜間中學校(札幌市)○東京都立三夜間中學校(東京都)○東京都立四中夜間中學校(東京都)○東京都立六中夜間中學校(東京都)○大阪府立市岡中學校(大阪府)○盛岡夜間中學校(盛岡市)○一關夜間中學校(岩手縣)○山形縣立山形夜間中學校(山形市)○福岡縣福岡夜間中學校(福岡市)○福岡縣八幡夜間中學校(八幡市)○青森市立青森夜間中學校(青森市)○大阪府立高津夜間中學校(大阪府)○岐阜縣岐阜夜間中學校(岐阜市)○天理中等學校(奈良縣)○夜間中學校(奈良縣)○水戸市立水戸夜間中學校(水戸市)○廣島縣立廣島夜間中學校(廣島市)○仙臺市立仙臺夜間中學校(仙臺市)○德島縣立德島夜間中學校(德島市)○大成第二中等學校(東京都)○愛知縣明倫夜間中學校(名古屋)○豐川學堂(愛知縣)○金澤夜間中學校(金澤市)○京都府立二中夜間中學校(京都市)○京都府立三夜間中學校(京都市)○東京都立八中夜間中學校(東京都)○新潟縣加茂中學校(新潟縣)○神奈川縣立神奈川中學校(神奈川縣)○大阪府立北野夜間中學校(大阪府)○日本大學大阪夜間中學校(大阪府)○松山夜間中學校(松山市)○東海夜間中學校(名古屋)○富山縣立富山夜間中學校(富山縣)○北海道旭川夜間中學校(旭川市)○大牟田夜間中學校(大牟田市)○神奈川縣立橫須賀明德中學校(橫須賀市)○函館夜間中學校(函館市)○立命館夜間中學校(京都市)○久留米夜間中學校(久留米市)○新潟夜間中學校(新潟市)。
又、指定夜間女學校として、○扇町夜間女學校(大阪府)○東京都立六高女學校(東京都)○仙臺市昭和女學校(仙臺市)○大阪府立第二女學校(大阪府)○兵庫縣立諏訪山女學校

畜産	實業科	教育、養育
林業大意	實業科	林業
實験及び實習	實業科	實習
英語	同上	同上
商業學校	同上	同上
修身及び公民科	機械科の部に同じ	
地理	同上	
歴史	同上	
算術	同上	
理科	同上	
英語	同上	
簿記	同上	
算術	同上	
珠算、商業算術	同上	
商業要項及び實習	同上	
(受験地と學科)	受験地及び學科は左の通りである。	

〔北海道〕工業(機械、建築、探鑛、應化、土木)、農業、商業。(青森縣)商業。(岩手縣)工業(機械、應化、土木)。(山形縣)工業(機械、建築、土木、農産)。(宮城縣)工業(機械、探鑛、土木、農産)。(福島縣)商業。(埼玉縣)工業(機械)。(栃木縣)農業。(東京府)工業(機械、建築、電氣、應化)、農業、商業。(神奈川縣)工業(機械、建築、電氣、應化)、商業。(愛知縣)工業(機械、建築、電氣、土木、應化)、商業。(岐阜縣)工業(機械、建築、電氣、土木、應化)、商業。(石川縣)工業(機械、建築、電氣、土木)、商業。(長野縣)工業(機械、建築、電氣、應化、土木)。(岐阜縣)工業(機械、建築、電氣、應化、土木)。(静岡縣)農業。(愛知縣)工業(機械、建築、電氣、土木、應化)、商業。(京都府)工業(機械、建築、電氣、土木、應化)、商業。(大阪府)工業(機械、建築、電氣、土木、應化)、商業。(兵庫縣)工業(機械、建築、電氣、土木、應化)、商業。(鳥取縣)農業。(岡山縣)工業(機械、建築、電氣、土木、應化)、商業。(廣島縣)工業(機械、建築、電氣、土木、應化)、商業。(山口縣)工業(機械、建築、電氣、土木、應化)、商業。(香川縣)農業。(愛媛縣)商業。(高知縣)工業(機械、建築、電氣、土木、應化)、商業。(福岡縣)工業(機械、建築、電氣、土木、應化)、商業。(佐賀縣)商業。(熊本縣)工業(機械、建築、探鑛、土木)、農業。(鹿児島縣)工業(機械、建築、探鑛、土木)、農業。(鹿児島縣)工業(機械、建築、探鑛、土木)、農業。

實業專門學校畢業程度學力檢定試験

國家の要請たる生産力補充に應ずる爲、文部省では昭和十六年五月「實業專門學校卒業程度檢定制度」を規定し、中等學校卒業程度の技術者に更に高級技術者としての進歩の道を開き、同年十一月第一回の試験が施行された。本制度は中等學校の卒業生なら、誰でも受験出来、合格後の資格は工專卒業生と全く同様で、大學へも進學出来、中等教員免許狀の無試験檢定も當局で考慮されてゐる。尙此の檢定は女子も受験出来る。第二回の試験施行要項は左の如くである。因みに十九年度は本試験は一時中止されたが、明年度は實施される模様である。

昭和十七年度第二回檢定施行要項

〔檢定學科〕 工業專門學校機械科

〔試験場〕 横濱工專、神戸工專、明治專門、東京工專

〔出願期限〕 八月十七日より九月末日迄

〔出願手續〕 出願者は右期限内に文務省專門教育局專門教育課に願書類を差出すべし。出願に關する書式は昭和十六年文務省令第五十四號實業專門學校卒業程度檢定制度に依る。受験地は出願者の便宜に依り檢定試験場の何れを選擇するも差支へなし。但し檢定試験場の設備状況に依り文部省に於て指定することあり。受験票並びに受験者心得は十月一日より十月七日迄に文務省專門

教育局專門教育課より之を交付す。

〔試験期日及び科目〕

十一月九日 數學、英語(又は獨語)、同十日 物理、水力学及び水力学機械、同十一日 材料力学、工業材料、同十二日 力学(機械力学を含む)、工作法及び工作機械、同十三日 修身、熱力学、内燃機論、同十四日 蒸気機及び蒸気原動機、電氣工学、同十五日 機械設計、機構學、同十六日 設計製圖、同十七日 實習實驗、同十八日 機械工學實驗(物理實驗を含む)

(備考) 十一月十七日、十八日の實習及び實驗は檢定場の設備状況及び受験者數に依り檢定場たる學校に於て期日を變更又は指定することあり。

尙詳細は「東京府廳文部省專門教育局專門教育課」に問合せられたい。

外務省留學生試験

この試験は外務省記生の養成の爲に行はれるもので、規定は大體左の通りである。

一、修業期限 留學地に到着の日より滿三年。但し必要の場合、更に滿二年以内之を延長し得。

二、受験資格 試験出願の時年齢滿十八年以上滿二十五年以下で左記各號の一に該當しない者に限る。

(一) 禁錮以上の刑に處せられたる者

(二) 破産者にして復讐せざる者

(三) 在學中意圖不品行にして退學を命ぜられたる者

〔四〕 憲法處分により官職を免ぜられ滿二年を経過せざる者

學歴としては

(一) 中學校又は之と同等以上の學校を卒業したる者

(二) 高等試験令第七條の規定に依り中學卒業と同等以上の學歴ありと認められたる者

(三) 高等試験令第七條の試験に合格したる者

三、出願手續 出願に要する書類は左の如し

(一) 所定の形式による願書及び履歷書(願書には試験手数料として金一圓の收入印紙貼付のこと、但し消印すべからず)

(二) 有資格者たることを證明すべき學校長の卒業、修業若しくは入學證明書又は試験合格證書及び市區町村長の證明書

(三) 願書に依り志望語又は英、佛二國語中の一を以て起草したる作文(但し願書より獨、露、西、葡又は支那語の中の一を以て之に代ふることあるべし)

(四) 出願前一年以内に撮影したる手札形寫眞

(五) 現に官公署に奉職中の者にして判任官又は之と同等以上の者はその所屬長の受験許可者

四、試験地 第一次試験—東京、大阪、第二次試験—東京

五、試験日及び科目 毎年春期行ふを例とす十九年度は二月に行はれた。外務省普通

試験委員は志願者の提出せる書類に基づき選考と認めたる志願者を召喚して試験を行ふ。第一次試験は筆記で科目は左の如くである。

(一) 邦語作文 (二) 外國語(和文外國語譯、外國文和譯) (三) 法學通論

(四) 國際公法大意 (五) 經濟學大意

(六) 歴史(本邦歴史及び第十九世紀以後の外國歴史)

第二次試験は第一次試験及び體格檢査に合格した者につき行ふ。科目は口述により左記につき行ふ。

(一) 外國語(書取及び會話) (二) 國際公法大意 (三) 經濟學大意

六、待遇 採用せられたる留學生には學費及び旅費を支給す。外國留學中學資金として一年に付き南北アメリカに於ては三千四百圓以内、歐羅巴、亞弗利加、大洋洲並に支那及びシベリヤ以外の亞細亞に於ては三千圓以内、支那及びシベリヤに於ては千八百圓以内を支給す。

當分の内南北アメリカ、歐羅巴、亞弗利加、シベリヤ又は支那中、特別の事情ある地に留學する者に限り前項學資金の外、一年に付き六百圓以内を増給することを得。

(備考) (一) 體格檢査は海外留學に堪へ得るや否やを檢査するを主眼とし、特に身長、體重、視力等の制限規定なし。(二) 修業年限を了り卒業したる者は外務省記生に任ず初任給は判任官七級俸(月六五圓)以上とす。外國在勤俸の給額は別に定むる所に依

司法官 (法文系)	自五月二十五日 至五月二十九日 午前九時	石川區小石川町 滿洲國留學生會館
技官 (理科系)	自五月二十五日 至五月二十九日 午前九時	石川區小石川町 滿洲國留學生會館
司法官 (法文系)	自五月二十五日 至五月二十九日 午前九時	石川區小石川町 滿洲國留學生會館
技官 (理科系)	自五月二十五日 至五月二十九日 午前九時	石川區小石川町 滿洲國留學生會館
學大國帝北東		
司法官 (法文系)	自五月十三日 至五月十六日 午前九時	東京都 日野區日野
技官 (理科系)	自五月十三日 至五月十六日 午前九時	東京都 日野區日野
學大國帝都京		
司法官 (法文系)	自五月十三日 至五月十六日 午前九時	東京都 日野區日野
技官 (理科系)	自五月十三日 至五月十六日 午前九時	東京都 日野區日野
學大國帝州九		
司法官 (法文系)	自五月十三日 至五月十六日 午前九時	九州市 日野區日野
技官 (理科系)	自五月十三日 至五月十六日 午前九時	九州市 日野區日野
學大國帝城京		

四、出願期限及び試験手続

應試者は左記書類を取揃へて試験(並行第一日の午前九時迄)に試験(並行)場所に携行の上係員に提出すべし
尚書中一部提出不能のものあるときは考
試(並行)場に於てその旨を具狀し係員の指
示を受くべし

- 1 試験票
- 2 履歴書
- 3 寫眞一葉(裏面に氏名及び生年月日を
自署したるもの)
- 4 戸籍抄本(日、鮮、臺)又は民籍抄本
(滿、蒙、露)
- 5 最終學校長の人物考査書、但し應試資
格行政官及び司法官の3、技官の3、
並に教官の2、3の該當者に付ては人物
考査書に代ふるに應試資格を證明するに

見る書類

- 6 最終學校の畢業成績表(右第5條但書
の應試資格證明書を提出する者に在りて
は添付不要)
- 7 所屬長の應試許可證(現職者のみ)
及格者の氏名は康徳十一年(昭和十九年)
六月下旬滿洲國政府公報及び日本官報を
以て之を公告し及格者には及格證書を附與
す

六、其他

- (一) 寫眞は裏面上部に糊を塗り寫眞貼付
欄に貼付すべし
- (二) 應試(兼)願書及び其の添附書類は第
五項記載の順序に取揃へ二ツ折紙燃紙と
すべし
- (三) 本籍・現住所・通知を受くべき場所

採用後の待遇

- (一) 採用(考試銓衡)及格者は康徳十一
年(昭和十九年)十月高等官試補(高
等官試補は高等官に準ずる待遇を受く
るものとす)に任用す
- (二) 任用と同時に大同學院に入學せし
め高等官として必要なる一般訓育及實
務訓練を施す但し女子は此の限りに在
らず
- (三) 學院在學中は俸給を支給する外特
殊の被服及修業に必要な圖書其他
の物品を貸與す
- (四) 採用(考試銓衡)及格者の赴任に關
しては別途指示す
- (五) 任用後一年を経過せば高等官(並格
考試銓衡)を経て主任官(兼任官)に任
用す

二 (考試銓衡)を受くることを得ざる者左

平壤工業專門學校(官立)

【創立】 昭和十九年四月
【所在地・順路】 平壤府龍興町二九四番地。
平壤地下車前電車にて約二十五分箕林町
停留場下車
【科名・年限】 機械科、造船科、航空機科、
金屬工業科各三年
【入學資格】 中卒、商卒、工卒
【募集人員】 各学科約四〇名、計一六〇名
【出願期限】 自昭和十九年二月二十日至三月
十日

(補遺)

の各款の一に該當する者は(考試銓衡)を
受くることを得ず

- (一) 禁錮以上の刑に處せられたる者
- (二) 禁治産
- (三) 準禁治産者
- (四) 國民徵用令に依り現に應徵中の者及學
校卒業後使用制限令の適用を受くる者は
之を採用せず
- (五) 及格者にして入營召集其他により
赴任出來ざるものに對する身分給與等に
關しては別途指示す

【註】 文令官第八十六條一高等官採用考試
試者にして之に及格せざるも應試者の希望
により高等文官考試委員會に於て適當と認
めたる者は之を委任官(判任官)に任用する
ことを得

(提出書類)

入學願書、履歴書、成績證明書、
人物調査書、寫眞、檢定料五圓、身體検査
書

【試験日・科目】 三月十九日 數學、國語、
理科物理、國史。三月二十五、六、七日
口試・體檢(學科試驗合格者のみ)

【試験場】 京城(創立年度の爲め二十年度よ
り本校にて行ふ)

【特殊制度】 委託生制度、獎學金制度、その
他

【参考事項】 (學費) 授業料年八〇圓
(寄宿舎) なし
(口試・體檢) 口試—思想性行、言語態度、
常識等を觀察し特に時局下團體に對する信
念時局認識の程度を視るを主とせり。體檢
—一般工事と同じ體檢参照
(入學者學歷) 中卒一四八名、商卒三名、工
卒一名、その他一名

又は氏名に付變更ありたるときは直に届
出づべし其の他の事項に關する變更は特
別の事由なき限り之を認めず

(四) 應試(兼)願書及其の添附書類は之を
選付せず但し應試は請求に因り之を選付
す

(五) 其他詳細に付ては直接若は返信用
として受取人の宛所及宛名を記載したる
封筒及び切手を添へ東京都龍興町區丸ノ内
二丁目康徳會館内駐日滿洲國大使館要員
科長兼付高等文官考試委員會に照會すべ
し

長野工專	同工業教育養成所	山梨工專	同工業技術員養成所	同第二部	同第二部	同第二部	立愛工知專縣	同第二部	名古屋工專
電機航機	金電土電機	電機	航機電化電機	金電機	航電化建機士	航電化紡建機士	金電機	航電化建機士	航電化紡建機士
信氣空城	屬通木氣城	通二	化空二通工氣一	屬氣城	空氣工業城木	空氣工業城木	屬氣城	空氣工業城木	空氣工業城木
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇

高大阪淀工川	高大阪都工島	同第二部	大工專	同井工專	同成業教所員	同第二部	金澤工專	工岐阜專立	長岡工專
電機	土建電機	金電機	航機電化電機	金電機	航電化建機士	航電化紡建機士	金電機	航電化建機士	航電化紡建機士
氣城	木業氣城	業氣城	關船氣業機城	工機氣作城業	氣工城	部氣機工城木	化城	作機工城業	信氣
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇

工業專門學校の部

多賀工專	相生工專	同工業教所員	同第二部	同第二部	同第二部	東京工專
金精原機	火電機化	航造建電化機	造航電化機	航造建電化機	機機	印寫木機機建
屬機機械	兵氣械工	空船業氣工械	船空氣工械	空船業化工械	二	屬真材械械築
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇

室蘭工專	秋田工專	同工業教所員	米澤工專	同工業教所員	仙臺工專
業化電機	探探金電機機治探	治探電工機	電電機化	探工建電機士	第治探工建電機士
鐵工氣械	鐵油屬氣科械金鋼	金鋼氣作械	通氣械工	鋼化業氣械木	部金鋼化業氣械木
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇

工東京明專治	工早大專門科部	東京電機	法政大航空	同第二部	工都立航空	都立機械	附東京工專	北大附屬	工大附屬	宮崎工專	德島工專
電造機	地電航土建電機	工工動	空發航	發航	機	化金航電電機	造航電機	化航機	電造化製機土		
氣船械	質通空木築氣械	專專機空機空專	工屬空通氣械	專	船空通械	工空械	氣船工業械木				
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百											

京工專	專航空門學	川南造船	甲陽工專	工立命館專門	東北學院航空	大日本滑空	工日大專門科部	工青山學院	武藏工專
電工電機建土應紡	航物機造	機造	機造	土探化電機	工氣械築木	工氣械築木	建機空	信械木築氣	
通化作氣械築木化機	空理	械船	械船	木治工氣械	專	專	專	專	
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百									

同第二部	廣島工專	昭島山工專	彦根工專	工兵庫縣立	同第二部	神戶工專	同第二部	京都工專	群馬工
電機	工機化電機	電機	化建機	化電機	精土機電機	精土機電機	精機	機化織建紡色	石化金化
氣械	作器工氣械	氣械	工業械	工業械	機木械氣築	機木械氣築	機械	械工業築織染	油機農工
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百									

同第二部	熊本工專	久留米工專	明治工專	新居濱工專	同工業教員養成	宇部工專	同工業教員養成
二電機化電治探機土	機化探機工精機	機火電工機治探	治探電工機	化探機工精機	機化探機工精機	機化探機工精機	機化探機工精機
部通築工氣金機械木	機工機機作機械	機築氣化械金機	金機氣作械	所工機機作機械	所工機機作機械	所工機機作機械	所工機機作機械
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百							

身中等學校長記入するものとする志願者一名につき一部
 學級成績一覽表、中等學校にて用紙を作成し出身中等學校長記入し志願者籍の一學級毎に一部
 志願者名票、銓衡會にて作成中等學校より請求し志願者之に記入し志願者一名に付一部(月紙は中等學校より出願受付開始日迄に朝鮮總督府學務局(臺灣總督府文教局)氣付昭和二十年年度臨時高等專門學校入學者銓衡會に請求するを原則とするも緊急の場合は志願者より直接請求するも妨げず
 但し朝鮮人に付ては右の外財団法人朝鮮學務會の推薦を必要とすること
 4. 專門學校入學者檢定規則、高等學校高等科入學者檢定規則、實業學校卒業程度檢定規定に依る合格者及び國學學校畢業免狀を有する者は志願者名票及び書該試驗の際の成績證明書は最總學校の學業成績證明書に入學檢定書を添へ本人より直接前記銓衡會へ提出すること
 5. 入學志願學校(學科の定めある學校にありては學科)は之を大校(又は學科)まで認むるものとし志願者をして之が順位を附せしむること
 尙前項によるの外別表(省略)學校學科別別に依り其の一を志願に加ふるを認むることとする
 六の他の注意事項

1. 第二次檢閲を受ける者は出願の際當價一葉を持参すること
2. 内地及び臺灣(内地、朝鮮、關東州、滿洲國)又は中華民國所在の中等學校卒業生にして朝鮮、關東州、滿洲國又は中華民國(臺灣)に在住する者に付ては本要項による銓衡を受けることを得るものとすること
2. 朝鮮、關東州、滿洲國及び中華民國(臺灣)所在の高等專門學校に入學決定したる者は本要項に依る第二次檢閲を受ける

昭和二十年年度立高等學校募集人員

(學校名)	(文科)	(理科)	合計
水戸高校	50	50	100
山形高校	50	50	100
佐賀高校	50	50	100
弘前高校	50	50	100
松江高校	50	50	100
東京高校	50	50	100
大阪高校	50	50	100
浦和高校	50	50	100
關西高校	50	50	100
高知高校	50	50	100
高松高校	50	50	100
岡山高校	50	50	100
山口高校	50	50	100
松本高校	50	50	100
新潟高校	50	50	100
八高	50	50	100
七高	50	50	100
六高	50	50	100
五高	50	50	100
四高	50	50	100
三高	50	50	100
二高	50	50	100
一高	50	50	100
山口高校	50	50	100
松山高校	50	50	100

くることを得ざるものとする
 右に違背せる場合は合格を取消することとする
 4. 内地の高等專門學校等に志願した後本要項に依る銓衡を受け又は本要項に依る銓衡を受けたる後内地の高等專門學校等に志願することを不得ること
 右に違背したる者は續て入學を取消し又は不許可とすること



全國上級學校誌覽
 昭和二十年一月廿五日 初版印刷
 昭和二十年二月一日 初版發行
 定價貳圓五拾錢 合計金貳圓六拾錢
 特別行自費相當額拾錢

編輯者 旺文社
 發行所 東京都牛込區横寺町五五 株式會社 旺文社
 印刷者 東京都小石川區大塚町二五 赤尾好夫 社
 配發元 東京神田區淡路町二ノ九 日本出版配給統制株式會社
 發行所 東京都牛込區横寺町五五 株式會社 旺文社
 電話 東京六〇〇二・六〇〇三番

例本圖書 旺文社 (東京) 總發行所 旺文社

1871
June 10
D. C.

of anti

of anti

7

